

令和元年度 第2回大口町保育所運営委員会 会議録

開催日時	令和元年7月23日（火）午後1時30分より
開催場所	健康文化センター 1階 多目的室
出席者名	議会議員代表 3名 民生委員・児童委員代表 3名 私立保育園法人代表 1名 保護者代表 7名 事務局 9名
次 第	1 委員長挨拶 2 健康福祉部長挨拶 3 協議事項 (1) 利用者負担額（保育料）の改定及び食材料費について（資料 No. 1） (2) 母子通園利用料等の無償化について（資料No.2） (3) 大口町立保育所の定員の見直し及び保育の必要性の基準（就労時間）について（資料 No.3） (4) 保育所利用承諾期間について（資料 No.4） 4 その他

（進行：福祉こども課長）

委員長	1 委員長挨拶
健康福祉部長	2 健康福祉部長挨拶

（進行：委員長）

事務局	3 協議事項 (1) 利用者負担額（保育料）の改定及び食材料費について 資料 No.1 1 概要 10月から実施される幼児教育・保育の無償化にあたり、利用者負担額（1・2号認定）を無償とし、また保育料とは別に実費徴収となる食材料費（主食代・副食代）について金額が決まったので報告させていただく。
-----	---

2 幼児教育・保育の無償化[概要]

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どものうち無償化の範囲が、3歳から5歳のすべての子どもの利用料、ただし実費として徴収されている食材料費は無償化の対象外となる。0歳から2歳児の子どもで住民税非課税世帯の利用料が無償化になる。

3 保育料の改定

今回改定の対象は1号認定、2号認定の子どもとなる。1号認定とは満3歳以上の子どもで幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）を利用している子ども。満3歳から5歳児の保育料を無償化する。2号認定とは満3歳以上子どもで保育園、認定こども園（保育園枠）を利用している子ども。3歳児から5歳児（年少から年長）の保育料を無償化する。3号認定の満3歳未満の子どもで、保育園、認定こども園（保育園枠）を利用している0歳から2歳児につきましては、現行の保育料が住民税非課税世帯は無償となっている。今回の改定には含まれていない。

4 国における食材料費（主食代、副食代）の取り扱いについて

1号認定は保育料とは別に主食代、副食代を実費で徴収している。2号認定（保育園）に関しては、年少児以上の副食代は保育料に含まれた形で徴収している。主食代は別途実費徴収している。1号認定2号認定と徴収の方法は異なっているが、無償化後1号認定2号認定は共通の考え方になる。保育料は無償化だが、主食代副食代については実費負担となる。ただし副食代は年収360万未満相当世帯及び第3子以降は免除となる。

副食費の免除対象の範囲（参考資料1）

色のついた部分が対象となる。今までも保育料等の無償化で段階的に進んでいたが、今回の無償化に向けて副食代の部分について色のついた部分が免除の範囲となる。

5 本町の食材料費（主食代・副食代）の取り扱いについて

（1）保育園（3歳児から5歳児）

現行では副食代を含んだ形で保育料を徴収している。主食代は本町の独自施策で主食代相当分を公費負担しているため、主食代は徴収していない。無償化後は保育料の部分が無償化となる。主食代、副食代は実費徴収。ただし、主食代は引き続き公費負担となるため、徴収しない。副食代については実費徴収する。月額4,000円（月～金曜日）、土曜日については利用者が限

	<p>られているのでは1食100円の徴収となる。各施設で徴収。公立園は引き続き町で徴収する。大口中保育園については大口中保育園が直接徴収する。負担軽減措置として生活保護、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについては、副食代の支払いを免除する。</p> <p>(2) 幼稚園</p> <p>現行は保育料とは別に主食代、副食代は施設が実費徴収している。ただし、すべての園児に対し1月850円を主食代相当分として町から補助をしている。無償化後、保育料については無償化。主食代、副食代については引き続き実費徴収とする。主食代の補助については、現在月額850円の定額補助を月額650円上限の実費負担分の補助となる。副食代についても保育園同様の範囲で、負担軽減措置があり、月額4,500円上限の実費負担分の補助となる。</p>
事務局	<p>(2) 母子通園利用料等の無償化について</p> <p>資料 No. 2</p> <p>1 概要</p> <p>10月から始まる幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化される。本町が実施している母子通園事業は、心身に障がいを有する又はその疑いがある子どもを対象としており、保育園や幼稚園への就園前に、早期療育を進めることで心身の発達を助長することを目的に進めている。この母子通園事業は無償化の対象となる児童発達支援等の施設とはなっていないが、母子通園事業に通う子どもが児童発達支援等の施設に通う子どもと対象が同じということで、大口町独自の母子通園利用料等も無償化するものとする。</p> <p>2 無償化の範囲</p> <p>利用料1回400円の利用料負担を子どもの年齢を問わず無償化する。給食費については、生活保護、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもとその保護者の給食費を無償化する。</p>
事務局	<p>(3) 大口町立保育所の定員見直し及び保育の必要性の基準(就労時間)について</p> <p>資料 No. 3</p> <p>1 概要</p> <p>大口町立西保育園の増改築に伴い、町立保育園の定員を見直すものである。また、近年の保育ニーズの動向を踏まえ、保育の必要性の基準のうち保護者の</p>

事務局	<p>就労時間に係る経過措置を5年間延長するものとする。</p> <p>2 近年の保育ニーズの動向 今年度保育の必要性のある子どもは701人と総定員数715人に迫る状況となっている。701人の内訳をみると、3歳以上児は定員508人に対し、実際は460人と48人余裕がある一方、3歳未満児については定員207人に対し、実際には241人となっており、34人超過している。未満児の入所率は軒並み上昇傾向にあり、今後数年間は未満児の保育ニーズが上昇することが予測される。</p> <p>3 定員の改正（案） 令和2年4月1日の定員改正（案）、西保育園の未満児60人を135人。西保育園全体で190人を265人。未満児の大口町全体の定員を207人から282人。大口町総定員715人を790人とする。 （西保育園増改築図面参照）西保育園の未満児定員の内訳は、0・1歳児（面積基準1人あたり3.3㎡）が、「現有未満児室と増築未満児室1部屋を使用し、70人。2歳児（面積基準1人あたり1.98㎡）が、増築未満室2部屋を使用し、65人を受け入れる。増築する未満児室4部屋のうち、3部屋を未満児保育室として、1部屋を多目的室として使用する。</p> <p>4 保育の必要性の基準（就労時間）について 保育園入所には保育の必要性の認定を受ける必要がある。保育の必要性というのは、保護者等の就労、同居親族の介護、看護等を要件としている。保育の必要性の基準のうち、保護者の就労時間について、大口町保育の必要性の認定に関する規則において1月64時間以上と規定をしている。ただし、大口町では令和2年3月31日までは経過措置として、1月75時間以上の就労を要件としている。しかしながら、現在の保育ニーズの上昇傾向、10月から始まる幼児教育・保育の無償化や西保育園の増改築による定員増加に伴うニーズの掘り起こしに繋がること懸念されている。そのため現在の1月75時間以上の就労を要件とする経過措置を令和7年3月31日まで延長するものとする。</p> <p>（4）保育所利用承諾期間について 資料 No. 4 2 現在の運用と課題 （1）現在の運用</p>
-----	--

入所時期に関わらず、同一保育所への利用承諾期間は卒園児までとなっている。従って、0歳児でA保育園に入所した場合は、卒園までの約6年間、A保育園に在籍することになる。

(2) 現在の課題

未満児の入所が多い保育園では、入所した未満児が卒園まで当該保育園に在籍することになる。そうすると3歳児（年少児）から新たに入園を希望する園児が、3歳児の枠が少なくなるということで、希望する園に入所し辛い状況となっている。また、3歳以上児になるとクラス編成を考慮する必要がある。未満児を受け入れるスペースがあったとしても、その後3歳児（年少児）になった時にクラス編成を考えると現在の運用では未満児を受け入れることができない状況が発生すると予想される。先ほど西保育園で定員が増える話をさせてもらったが、2歳児の定員が65人、3歳以上児の定員は130人となり1学年あたりが40数人になる。単純に2歳児65人が3歳児になると40数人、年少児のクラス編成を考えると、2歳児65人の定員を受け入れると年少に上がれなくなってしまう状況が発生してしまう。

3 運用改正案と今後の課題

(1) 運用改正案

未満児で保育園に入所した場合の利用承諾期間を2歳児の年度末までとする。従って、0歳児でA保育園に入所した場合は、未満児終了までの約3年間A保育園を利用できるが、年少への進級時には新たに当該保育園への入園を希望する3歳児とともに保育必要指数に基づき利用調整することになる。

(2) 利点

ア 未満児が多い保育園では新たな3歳児の入園は難しいところがあったが、3歳児全員で保育の必要性にも続いて利用調整をすることで公平性の確保が得られる。

イ 以上児のクラス編成を町内の4つの保育園全体で検討することができる。どこかの保育園で未満児を受け入れるスペースがあれば、その園で未満児を受け入れ、年少に進級するタイミングで町全体を考えたクラス編成を検討できる。これにより未満児の受け入れ人数の拡大にも繋がる。

(3) 今後の課題と対応

ア 未満児から入所していた在園児は、3歳進級時に利用調整をするにあたり従前とは異なる保育園になる場合がある。

【対応】町内4つの保育園においては、常に情報共有をしている。もし他の園に転園となった場合には、保育の接続には十分配慮する。

イ 未満児受け入れ拡大による園児の安全面や保育の質の確保

事務局	<p>【対応】子どものより良い発達を促す保育や安全安心な保育の展開などについて勉強会を行っている。保育の質の向上に努める中で、少人数のグループに分けた保育を実施していきたい。</p> <p>改正案については令和2年4月入園の子どもを対象とする。</p> <p>4 その他</p> <p>10月から始まる保育の無償化について及び利用承諾期間について、各保育園での説明会を行う。日程については8月下旬を予定している。幼稚園については、町内の幼稚園において無償化に関する説明を行った。</p> <p>西保育園の増改築工事が進みつつある。7月頭に議会で契約の承認をいただいた。遊具撤去、木を切る等の工事は始まっている。南側の駐車場に園舎4部屋を増築していくため、送迎等で利用していた南側の駐車場がいよいよ利用できなくなる。近隣に仮設の駐車場を確保し整備を行い、使用していく。工事期間中は保護者にご迷惑をおかけすることになるがご理解いただきたい。</p> <p>閉会の挨拶</p>
-----	---